

令和 2 年 5 月

ご購入者各位

警察公論第 75 巻第 1 号付録「論文 2020」

お詫びと訂正のお願い

本書の下記の箇所に誤りがありました。以下のとおり訂正し、深くお詫びいたします。大変お手数をおかけいたしますが、当該箇所を下記のとおり訂正してご使用いただきますよう、お願い申し上げます。

251 頁の上から 1 行目～4 行目	
誤（訂正前）	正（訂正後）
○ 弁護人選任権を告知する際、当該被疑事実が死刑又は無期若しくは長期 3 年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪（被疑者国選弁護制度対象事件）であるときは、同制度に係る事項を教示しなければならない（刑訴法 203 条 4 項、37 条の 2）。	○ 弁護人選任権を告知する際、被疑者国選弁護制度に係る事項を教示しなければならない（刑訴法 203 条 4 項）。

※ 訂正前の文章は、平成 30 年 6 月 1 日施行の改正刑事訴訟法の内容が反映されていなかったことから、これを反映させる形で訂正いたしました。

以 上